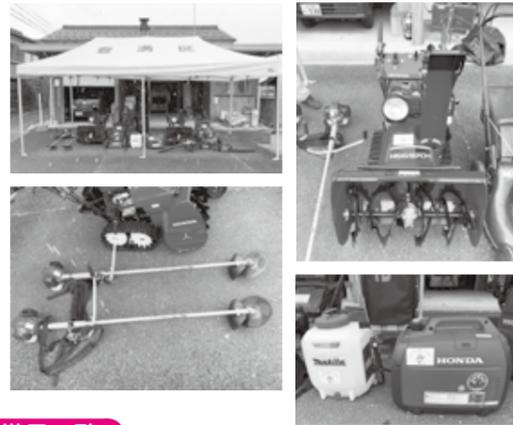


コミュニティ助成事業 (宝くじ助成)

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や、安全な地域づくりの推進および活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を実施されています。

豊満区がコミュニティ備品を整備

豊満区は、コミュニティ助成(一般コミュニティ助成事業)を受けて、発電機、除雪機、芝刈機、プロア、刈払機、ヘッジトリマー、噴霧器、テントを整備されました。



備品一覧

発電機、除雪機、芝刈機、プロア、刈払機、ヘッジトリマー、噴霧器、テント

㊦ 未来創生課(愛知川庁舎) ☎0749-29-9046

住民税非課税世帯給付金(電力等価格高騰重点支援給付金)にかかる確認書の返送はお済みですか? 確認書の返送期限は令和6年3月31日(消印有効)です。

電力・ガス・食料品などの物価高騰の影響を特に受けている令和5年度住民税非課税世帯に対し、7万円の追加給付を行います。



給付額

1世帯あたり7万円(1回限り)

対象世帯

令和5年12月1日時点で、愛荘町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税が非課税で、課税者の扶養となっている人のいない世帯。

申請方法

前回の3万円給付を受けられた方は、申請不要で2月28日に振込済です。6月2日以降に転入された方には1月29日に給付金のご案内と確認書を郵送しました。必要事項を記入のうえ、返信用封筒により郵送してください。返送後、約4週間後に指定口座に振り込みます。

㊦ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691

廃車・名義変更などの手続きはお早めに!!

以前所有していた自動車や軽自動車、バイクなどの税金の納付書が届いて驚いたことはありませんか?

自動車税や軽自動車税は、**毎年4月1日現在で登録されている所有者**に課税されます。そのため、廃車や名義変更の手続きが済んでいないと、元の所有者に課税されることとなります。

車やバイクを譲ったり、下取りに出したりしたときは、廃車・名義変更の手続きを、4月1日までに済ませてください。

また、故障、事故、車検切れなどで乗らなくなった車やバイクを、廃車の手続きをせずに放置しておく、登録が残ったままとなり、登録されている所有者に課税され続けることとなりますので、**必ず廃車の手続き**をしてください。

例年、3月後半は各窓口が大変混雑します。手続きはできるだけ早めに済ませてください。

名義変更・廃車などに関する問い合わせ先

■自動車、126cc以上のバイク
㊦ 近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎050-5540-2064

■軽自動車
㊦ 軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎050-3816-1843

■125cc以下のバイク、小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、テラーなど)
㊦ 税務課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7690

㊦ (自動車税:県税) 東北部県税事務所湖東納税課 ☎0749-27-2206

㊦ (軽自動車税:町税) 税務課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7690



愛荘町在宅障がい者激励金の支給について

町では、障がい福祉の増進を目的とし、在宅の知的障がい者を常時介護・監護している者に対し激励金を支給しています。

対象者

1. 町内に居住されている方
2. 療育手帳の重度および最重度(A判定)の方と同居しており、月のうち20日以上、介護・監護している介護者のひとり。(介護している方が2人いる場合は、どちらか1人に対して支給します。)



対象外

次の手当等受給者については対象となりません。

1. 障害児福祉手当、特別障害者手当受給者
2. 福祉手当受給者
3. 特別児童扶養手当受給者
4. 愛荘町介護者激励金受給者(高齢者対象)

支給金額

介護・監護される療育手帳保持者1人につき、月額3,000円
支給月は、年に2回(3月~8月分を9月、9月~2月分を3月に振込みます。)

※対象と思われる方については、役場福祉課より通知致します。
㊦ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691



高齢者の通院を支援します

事業名	高齢者通院支援助成事業
目的	自ら自動車の運転ができない低所得の高齢者が、慢性的な疾患により医療機関へ定期的な通院をするために必要な交通費(タクシー運賃)の一部を助成することで、疾患の重度化を防ぐことによって、介護予防につなげ、安心して在宅生活できる環境を確保します。
対象者	家庭において生活をしている方で、次の○印の全てに該当する方 ○ 満65歳以上の高齢者のみの世帯または満75歳以上の屋間高齢者のみの世帯 ○ 慢性的な疾患により月に1日以上通院または慢性的な疾患により2ヶ月に1日以上通院をされている方 ○ 自動車の運転ができない方 ○ 住民税非課税の方 ○ 町税等の滞納がない方 ※ただし、障がい者社会参加促進助成事業の利用者は対象となりません。 ※ 屋間に18歳以上の家族が同居していても、その方が自動車等の運転免許を取得していない場合、若しくは取得していても身体的に運転できる状態にない場合は屋間高齢者と見なします。
助成額	<満65歳以上の高齢者のみの世帯> ・毎月1日以上通院が必要な方 最大21,600円(年額) ・2ヶ月に1日以上通院が必要な方 最大10,800円(年額) <満75歳以上の屋間高齢者のみの世帯> ・毎月1日以上通院が必要な方 最大14,400円(年額) ・2ヶ月に1日以上通院が必要な方 最大7,200円(年額) ※ 年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までのタクシー券の枚数を交付します。
申請方法	役場 福祉課(愛知川庁舎) までお問い合わせください。

㊦ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691



障がい者の社会参加を促進します

事業名	障がい者社会参加促進助成事業
目的	障がい児(者)が自らの障がいを克服するために、日常生活を支援する取り組みとして交通費の一部を助成することで、自立と社会参加を基調とした安心感や生きがいの持てる生活を確保します。
対象者	家庭において生活をしている方で、事業ごとに次のいずれかに該当する方 ①タクシー運賃助成事業 ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1~3級の方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ②自動車燃料費助成事業 ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1・2級の方 ・療育手帳の交付を受けた方で最重度および重度(A1、A2)の方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で1級の方 ※①②の助成事業のうち1つを選択 ※高齢者通院支援助成事業の利用者は対象外となります。
助成額	①タクシー運賃助成事業 【最大助成額は、14,400円(年額)となります。*】 ②自動車燃料費助成事業 【最大助成額は、7,200円(年額)となります。*】 ※ 年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までに応じた助成額となります。
申請方法	役場 福祉課(愛知川庁舎) までお問い合わせください。

㊦ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691